

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係法令
(案)」に対して寄せられたご意見について

令和 5 年 3 月 29 日
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係法令(案)」について、令和5年1月20日から同年2月18日までご意見を募集したところ、計784件のご意見をいただきました。

ご意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、ご了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
◎女性相談支援センターに関する政令に関する御意見	
第1条について 女性相談支援センターの所長要件について、「人権に関する識見を有すること」は公務員として当然の要件であり、「所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験を有するもの」という要件だけで足りるのではないか。	御指摘の規定は、人権に関する識見一般ではなく、「女性の人権に関する識見を有すること」を求めているものであり、所長の要件として、単に公務員としての一般的な知識経験を有するだけでなく、女性支援に関して一定の知識経験を有することを明示するための規定であり、必要と考えております。
第1条について 女性相談支援センターの所長要件について、大いに評価し、賛同します。センターの管理責任者には、女性の人権の視点及び専門性が不可欠です。	
第2条について 困難女性を心理的に援助するにあたり、「心理学を専修する科目」のみを要求するのは不十分であり、「公認心理師であって一定以上の実務経験を有するもの」を要件とすべきではないか。	困難な問題を抱える女性に対する心理学的な援助は大変重要であると考えておりますが、現在の全国的な支援現場における資格者の状況等も勘案し、公認心理師に限定はしないこととしております。

<p>児童福祉法の第12条第6項において、都道府県知事は児童相談所の業務の質の評価を行うこととされている。</p> <p>本政令案にも同様の規定を設け、都道府県知事がセンターの業務の質を評価できる仕組みとするべき。</p>	<p>都道府県において女性相談支援センターを設置するものであることから、女性相談支援センターの業務の質の担保に必要な一般的な評価、監督は当然に行われるものである一方で、都道府県知事に対して明示的に義務付けを行う規定を政令において創設的に設けることは法技術的にも困難と考えておりますが、法附則第2条に基づき、支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資する調査研究を行う旨を、基本方針案（p33）に明記しております。</p>
<p>◎困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）に関する御意見</p>	
<p>第1条第6号について</p> <p>「心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合」は、一時保護を経ずに直接、できるだけ早く支援につなげるべきではないか。一時保護という回り道をさせることがないよう、本規定は削除すべき。</p>	<p>第1条の趣旨は、一時保護を行うことのできる場合を定めるものであり、この要件に該当する者であっても、当該者の置かれた状況や意向を踏まえ、一時保護を経ずに、医療機関等の他施設での支援を行うことが適切と判断される場合には、御指摘のとおり、一時保護を行わずに直接支援につなげるのが可能であると考えております。</p>
<p>第1条第6号について</p> <p>第7号の包括規定で読み込めるため、第6号は不要ではないか。</p>	<p>「心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合」に、支援対象者が一時保護の対象となることを明確化したものであり、また、このような明確化が必要と考えております。</p>
<p>◎女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）に関する御意見</p>	
<p>第7条について</p> <p>「苦情を受け付けるための窓口」は、不正隠蔽のリスクを避けるため、当該女性自立支援施設自身が設置運営するものではなく、公的機関や第三者など外部機関が設置運営するものであるべき、と考える。</p>	<p>法の施行に向けて貴重な御意見として承り、法附則第2条に基づき、支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資する調査研究を行う（基本方針案 p33）際に、参考とさせていただきます。</p>

<p>第14条について</p> <p>個別支援計画作成について、入所者が作成に参画することなく、施設職員等が入所者の意向を踏まえるだけでよいのか。同計画の目的が支援対象者への支援であることをふまえると、支援計画策定の段階から当事者がかかわるのが原則ではないか。</p>	<p>御指摘のように、当事者の参画は重要であり、基本方針案（p25）において、「本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する」ものとしております。</p>
<p>入居者に対する周知（入居時の説明事項・掲示など）について、必須事項として規定すべきではないか。</p>	<p>御指摘の事項は、各施設において当然行われるべきものとして重要と考えておりますが、実務的内容でもあることから、法施行に向けてこの後策定する女性自立支援施設の運営指針（通知）の中で、御指摘も踏まえ検討してまいります。</p>
<p>◎その他（パブリックコメント対象である関係法令以外のご意見）</p>	
<p>法における「困難な問題を抱える女性」に該当するかの認定は誰が行うのか。また、法における定義が曖昧なため、対象者の範囲が過剰に拡大される恐れがあるため、具体の要件を定めるべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>政府として、民間団体に事業の実施を委託しすぎている印象を受ける。</p>	
<p>法第13条において、民間団体との連携が規定されているが、連携先の民間団体への国庫補助等を行うのであれば、都道府県が責任をもって、民間団体の評価・監視を行うべきではないか。</p>	
<p>女性支援に従事する行政職員には、福祉行政全般についての知識が求められることを踏まえ、支援に携わる民間団体の職員にも、基礎的な福祉に関する知識の取得を求めるべきではないか。</p>	
<p>法では、日本国籍以外の女性も支援の対象となると理解しているが、「国籍」だけでなく「在留資格」についても、本基本方針案に「在留資格を問わず」と記載するなど、支援対象について国籍や在留資格の有無で</p>	

制限をかけていないことを明確化すべき。	
---------------------	--